

議 事 録

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する 有識者懇談会（第6回）

第1 日 時 平成27年5月18日（月）自 午前 9時59分
至 午前11時17分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

1 開 会

2 各分科会の取りまとめに関する報告

(1) 国・自治体・福祉等分科会

(2) 企業分科会

(3) 海外展開分科会

3 「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ
(案)」に関する意見交換

4 閉 会

○萩本部長 予定の時刻となりましたので、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の第6回会議を開会いたします。

本日もお忙しい中、御出席くださりまして、ありがとうございます。

最初に、法務省から本日の配布資料の確認をさせていただきます。

○西山課長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりです。資料1から3は、国・自治体・福祉等、企業及び海外展開の各分科会における取りまとめです。

本年2月に行われました前回の有識者懇談会では、各分科会におけるそれまでの議論を取りまとめて骨子としていたところですが、その後、各分科会では活動領域の拡大に向けて克服すべき課題やその対応策に関して、さらに御議論を進めていただきました。資料1から3は、分科会ごとにその結果を集約したものとなります。

資料4は、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）となります。これは、ただいま申し上げた各分科会の取りまとめを踏まえて、引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組のあり方などに関し、座長の御指示のもと、事務局において整理したものになります。

このほか、本日は泉委員より資料を御提出いただいております。

事務局からの御説明は以上となります。

○萩本部長 では、続いて本日の議事に入ります。

大島座長、よろしく願いいたします。

○大島座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事進行について委員の皆様にお諮りしたいと思います。

前回の有識者懇談会の後、各分科会では、これまでの取組やその成果を踏まえて、法曹有資格者の活動領域の拡大の方向性について詰めの議論が行われ、その結果が、今、御紹介がありました資料の1から3の各分科会の取りまとめとして集約されております。

そこで本日はまず、有識者懇談会としての取りまとめを行うに先立って、これまでの各分科会における取りまとめの概要を御報告いただきたいと思います。

その後、各分科会の取りまとめを踏まえて、事務局に整理させました資料4の本有識者懇談会としての取りまとめ（案）について、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

その上で、皆様から御了解を得ることができれば、これを本有識者懇談会としての取りまとめとしたいと考えております。

皆様、本日の進行について、御了解いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ただいま皆様の御了解をいただいた手順に従いまして、まずは各分科会における取りまとめについて、委員の皆様から御報告をいただきたいと思います。

では、まず初めに、田島委員から、国・地方自治体・福祉等分科会の取りまとめの概要について、御報告をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○田島委員 それでは、私の方から国・自治体・福祉等分科会の取りまとめの概要を御報告いたします。

まず、これまでの取組及び成果について見ると、日本弁護士連合会は全国の自治体を対象

として、弁護士を初めとする法曹有資格者に対するニーズの調査を実施しました。その結果、多くの自治体が弁護士会からの支援を受けることに関心を示していることや、法曹有資格者を職員として任用し、訴訟対応や法律相談だけではなく、条例の制定といった政策法務や債権回収等の分野で活用するということに関心を有する自治体があるということも明らかになりました。

また、このような実態把握の取組と並んで、日本弁護士連合会は各地の弁護士会に働きかけて、自治体との連携構築を進めてきました。これまでに10の弁護士会が自治体に対して提供可能な法的サービスをリスト化した行政連携メニューを作成し自治体に提供していると聞いているほか、ほとんどの弁護士会において、各種委員会の委員などを自治体に推薦するなどの形で、自治体との連携を推進しております。

福祉分野における取組の例としましては、大阪で弁護士会の負担により、大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し、その職員から法律相談を受ける取組を実施し、これまでに400件を超える相談実績を上げました。また各地の弁護士会においても、高齢者や障害者に対する電話相談、出張相談等を実施しており、弁護士会においては数千件の活用実績を上げております。

また法務省は、認知機能が十分でない高齢者・障害者への法テラスによる法的支援の拡充を内容とする総合法律支援法の一部を改正する法案を国会に提出しております。このほか、法曹有資格者がこれらの分野で活躍する能力を涵養するための取組として、法務省は最高裁判所とも連携して、国の機関・自治体・福祉機関等における司法修習、これは選択型実務修習ですが、これを行うことができるよう、受入先の開拓を進めてきたところです。

また日本弁護士連合会は、各地の弁護士会や関係機関と協力して、今後、弁護士の専用性の活用が期待される分野に関するセミナー等を実施しております。

さらに一部の法科大学院では、自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身につけた人材を養成するための講座の開設等の取組を進めているところです。

以上のような取組の成果もあり、この分野における法曹有資格者の活動領域は、例えば自治体で常勤職員として勤務する弁護士を始めとする法曹有資格者を見ると、平成25年10月時点で48自治体において62名であったものが、平成27年3月現在では64自治体において合計87名に増加しております。

このような状況を踏まえつつ、今後これらの分野で法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるためには、以下のような観点が重要であるとされております。

まず、自治体では従来から顧問弁護士への委嘱をもって行っているほか、前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおります。その一方で、法曹有資格者を職員として任用することについては、多くの自治体に関心を有してはいるが、任用に向けた具体的な検討にまでは至っておりません。

この原因としては、多くの自治体において、法曹有資格者の活用を想定している局面が、従来から顧問弁護士等が対応していた法律相談や訴訟対応などが中心となっているため、あえて法曹有資格者を職員として任用する必要が低いと考えていることが挙げられます。また、政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため、法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割や活用実績が限られており、その有効性に関する情報が自治体に十分蓄積されていないことも、その原因として挙げられます。また、地域主権

の観点から、法曹有資格者が自治体の自治権を十全化することに貢献し得るとの認識が共有されていないことなども、課題として指摘されました。

福祉の分野では、先ほど申し上げたようないろいろな取組が、自治体や福祉関係からも一定の評価を得ております。しかし、この分野におけるこれまでの取組は、弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっており、自治体や福祉機関から継続的な施策または事業として行われるべきものと考えられておりません。

福祉の分野において、法曹有資格者の専門性が施策または事業の中で活用される取組が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割も拡大していくものと考えられます。

国の機関では、特定任期付公務員などの形で、法曹有資格者の活用は自治体と比べても一定程度進んでいるように思われますが、今後、法曹有資格者の活用がさらに進むためには、法曹有資格者が法の支配の実効のために有用であるという認識をより広く共有することや、国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身につけた適切な人材を育てていくことが重要です。

このような問題状況を踏まえると、今後、法曹有資格者の活動領域を一層拡大していくためには、次のような取組が有効ではないかと思えます。

まず日本弁護士連合会は、関係機関や自治体等の協力を得て、自治体や福祉の分野での弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績を、セミナー等を通じて、自治体との間で共有していくことが必要です。

また自治体や福祉機関の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用して成功している自治体の例を参考に、それぞれの規模に応じ、政策の推進や業務の遂行あるいは自治体の自治権を確立するという観点から、法曹有資格者を活用する方策を検討していくことが期待されます。

このほか、関係機関の協力を得つつ、日弁連において自治体や福祉の分野で弁護士が活動するに当たり、必要とされる能力をかん養するための研修等の取組が進められるとともに、最高裁判所における司法修習や法科大学院教育の機会において、このような分野に、若い法曹有資格者が関心を持つような機会を提供することが望まれます。

最後に、法務省は、こういった取組を通じて得られた法曹有資格者の活用に関する有益な情報を、国の機関、自治体や福祉機関等と共有するなどして、これらの分野での法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、日本弁護士連合会や関係省庁、自治体などと協力して取り組んでいくことが期待されます。

以上、私からの報告とさせていただきます。

○大島座長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、岡野委員から企業分科会の取りまとめの概要について報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○岡野委員 それでは、企業分科会の取りまとめの概要について御報告をいたします。

企業内弁護士の採用は、ここ10年間で増加をしております。日本組織内弁護士協会の統計によりますと、企業内弁護士の数は、平成26年6月には619社1,179名となっております。特に平成25年6月から平成26年6月までの1年間では、226名と大幅に増加をしております。また弁護士を採用する企業も、近年は大都市圏の大企業だけではなく、

地域的な広がりも出てきております。

このような中で、企業分科会においては、企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大のために、以下のような取組を行いました。

まず日本弁護士連合会が、企業における弁護士の求人や採用の実態を調査するために、弁護士の求人求職情報を掲載するひまわり求人求職ナビの利用企業300社以上を対象としたアンケート等を行いました。その結果、企業に採用された弁護士の所属部門について、法務部門が多くを占めている反面、企業の経営戦略に携わる部門に所属する例もあることが明らかとなりました。

また日本弁護士連合会は、日本経済団体連合会や経済同友会の協力の下で、弁護士の採用に関する企業向けの情報交換会などを開催しました。参加企業の中には、このような機会を通じて、弁護士を求人することとした例も見られております。

また、司法試験合格者等に企業で勤務するきっかけを提供するものとして、日本弁護士連合会による司法修習予定者等を対象とした企業への就職活動ガイダンスや、東京三弁護士会による司法試験合格者を対象とした就職合同説明会が行われ、いずれも多く参加者、参加企業がありました。

さらに法曹有資格者が企業において活動するための能力を身につけるために、一部の法科大学院において、企業法務等に関する科目の開設や継続教育の取組が実施されたほか、日本弁護士連合会においても、弁護士を対象とする研修やセミナーなどを開催しました。これとあわせて、法務省では、最高裁判所との連携の下、経済団体の協力を得て、選択型実務修習の充実に向けて、企業を対象として司法修習生の受入先の拡大に向けた取組を行い、これまでに複数の企業が司法修習生の受け入れを表明しております。

このような取組の成果などもあり、先ほど申し上げたように、企業内弁護士の数は増加を続けており、弁護士を始めとする法曹有資格者を活用することの利点は、企業にもかなり浸透してきているように思われます。

他方で、実際に企業内弁護士を採用する企業は大都市圏の大企業が中心となっており、企業規模的にも地域的にも、更なる広がりや余地を残しているとも言えます。また、企業で勤務する法曹有資格者が担当する業務は、その専門性が活用できる法務に関するものが中心ですが、将来的には企業が求める素養や能力を身につけ、企業において経験を積み重ねることなどを通じて、法的専門性を生かして、経営に関する意思決定などに関与することなどができるようになれば、企業における法曹有資格者の活躍の場面はさらに広がることが期待できます。

ただ、今申し上げたような視点に基づき、今後、法曹有資格者が企業において、その活動領域を一層広げていくための方策として、当分科会では、以下のようなものを講ずることが有効であるとの指摘がなされております。

まず、現在行われている企業内弁護士の採用に関する企業への情報提供や、企業と各地の弁護士会、あるいは企業同士の情報共有の取組を、日本弁護士連合会や各地の弁護士会と経済団体とが協力して、全国各地で実施することが有益であります。この際には、顧問弁護士と企業内弁護士との役割の違いや、企業内弁護士の活用による事業活動の円滑化の例などについて、広く共有することが重要です。

また、日本弁護士連合会は、企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備について、引

き続き検討を進めるとともに、各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待されます。これとあわせて、日本弁護士連合会は、日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して、その採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態やキャリアパスに関する情報を調査した上、各種の媒体を通じて、法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図ることが有益です。

このほか、企業において活動するために必要な素養をかん養するという観点から、日本弁護士連合会において研修の取組を継続することに加えて、法科大学院においても企業法務の実情等を学習するためのプログラムを提供することが望まれます。また最高裁判所においては、企業における選択型実務修習の充実に向け、必要な取組を継続することが期待されます。

以上のような取組を通じて、企業において企業内弁護士を中心とする法曹有資格者が活用される機会が一層増加していくことが期待されます。今後とも、このような取組が継続的に行われるよう、関係機関がしっかりと協力していけるような枠組みが求められているところでもあります。

私からの報告は、以上となります。

○大島座長 ありがとうございます。

最後に私から、海外展開分科会の取りまとめの概要について、報告させていただきたいと思えます。

近年、国際社会の緊密化がますます進んでおります。また日本企業等の新興国への進出は、政府における成長戦略の一環と位置づけられていることから、今後、日本企業等の海外展開は、ますます増加すると予想されます。企業等の海外展開が進めば、各国の法制度や慣習の違いから、その過程でさまざまな法的リスクに直面する機会も増えると考えます。そして、このような法的リスクを克服するために、日本の法曹有資格者の支援を必要とする機会も増加することが想定されます。

日本の弁護士も、このような法的ニーズに対応するために、アジア新興国などに積極的に進出を図るなど、海外展開の分野における法曹有資格者の活動は、徐々にではありますが広がりを見せております。

当分科会では、海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の一層の拡大に向けた方策について、これまで試行的な方策を実施するとともに、検討を続けてまいりました。

当分科会におけるこれまでの取組の状況でございますが、まず法務省において、平成26年度から、日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において、現地の法執行の状況だけでなく、現地に進出した日本企業や在留邦人の法的ニーズについて、日本の弁護士に託して調査を行っております。平成26年度は、タイ、インドネシア及びシンガポールの3カ国でやりましたけれども、今年度はこの3カ国に加えてフィリピンでの調査を行うこととしております。

日本弁護士連合会は、JETROなどの関係機関との協力のもと、各地の弁護士会の協力を得まして、海外展開に取り組む中小企業に対して、国際的な法務に対応能力のある日本の弁護士による法的支援を提供する取組である日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を実施しております。これまで100件を超える支援の申し込みがあり、海外展開する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかになっております。

外務省は、日本企業の活動を法的側面から支援するために、現地の法令や法制度などにつ

いて調査したり、法的問題に関する日本企業へのアドバイスなどの業務を日本の弁護士に委託する取組を、今年度から実施することになりました。現地で法的ニーズを抱えていながら、適切な法的支援に結びつかない日本企業や在留邦人にとって、大変心強いものとなることが期待されています。

このほか、一部の法科大学院においては、学生だけではなく弁護士をも対象とした法律英語や国際紛争手続などに関するカリキュラムの策定、開講が進められております。

このような取組や成果を踏まえつつ、今後一層、法曹有資格者の活動領域の海外展開の分野で拡大していくために必要な視点としては、次のようなものが考えられます。

まず、先ほど申し上げましたが、新興国市場への進出が政府の成長戦略の一環と位置づけられている中で、大企業のみならず中小企業も積極的に海外展開する機会が増加しております。しかしながら、中小企業は必ずしも海外展開に関するノウハウに通じているわけではないため、海外展開に伴う法的リスクを回避するために、日本の法曹有資格者を活用するメリットや、国際的な分野に対応できる弁護士にどうすれば依頼をすることができるのかといった点に関する情報を得る機会が乏しいという問題があります。

また、在留邦人保護を充実させるためには、法的側面からの支援も必要となってきますけれども、日本の弁護士と現地で邦人保護を担う領事機関との連携や、現地の弁護士や関係機関との関係構築は、これからという状況にあります。

これに加えて、法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには、語学、交渉能力、外国の法制度やその運用などに関する知識などを身につける機会が必要ですが、そのような機会の確保をさらに進める必要があります。

このような状況を踏まえますと、今後、海外展開の分野で法曹有資格者の活動領域を一層広げていくためには、これまで申し上げたような取組を引き続き継続することに加えて、ただいま申し上げた課題を克服するという観点から、次のような取組をさらに進めることが必要でございます。

まず、日本弁護士連合会と関係機関が相互に連携し、特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクや、これに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報を広く中小企業と共有する取組が必要です。

また、これとあわせて、身近な弁護士や関係機関に相談をすれば、国際的な分野に関する対応能力のある弁護士に容易にアクセスできるような仕組みを構築することについての検討も求められます。

さらには、法曹有資格者の資質のかん養という観点から、法科大学院においては、法律英語に関する講座や国際的なビジネス法務に関する講座など、国際的な分野での活動に必要な能力をかん養するためのプログラムの提供に取り組むことが期待されます。

以上のような取組を一層推進するために、先ほども申し上げました国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議、こういう連絡会議が既にあるわけで、この下で関係機関が連携を進めることが期待されますし、法務省も構成員として、このような連携構築に必要な協力をしていくことが求められると考えます。

私からの報告は以上でございます。

それでは、今各分科会からそれぞれこれまでの取組やその成果、そして今後の課題や対応策についての御報告をいただきました。

続いて、これらの報告を前提に整理された資料4、お手元にございます資料4の法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）に関する検討を行いたいと思います。

資料4の概要については、事務局のほうから御説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木参事官 司法法制部参事官の鈴木です。

それでは、事務局より資料の4、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）につきまして、御説明いたします。

当取りまとめ（案）は、各分科会における取りまとめの内容を基に、これまでの取組と成果や、引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の方向性について、大島座長の御指示を受けて、事務局において整理をしたものです。

その概要ですが、まず1ページ目においては、本有識者懇談会及び各分科会の設置の経緯を記載しています。2ページ目以降は、国・自治体・福祉等、企業及び海外展開の各分野ごとに、これまでの取組及び成果、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題と今後取り組むべき施策等について記載しています。

このうち、これまでの取組及び成果並びに法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題の項目においては、先ほど各分科会の座長から御紹介いただきました各分科会の取りまとめの要点を記載しています。

また、今後取り組むべき施策等については、これらの成果と課題に加えて、各分科会の取りまとめで示された今後の展望、方向性を踏まえ、各分野において法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関等が取り組むべき施策を整理しています。

それでは、各分野における今後取り組むべき施策等について、御説明します。

まず、国・自治体・福祉等の分野における今後の取り組むべき施策等については、資料4の4ページをご覧ください。

分科会の御報告にもありましたとおり、この分野では、自治体や福祉機関において法曹有資格者の専門性の活用の実例が十分蓄積されていないことなどが課題として指摘されているところです。

そこで、法曹有資格者の専門性の活用の在り方についての情報共有を進めるため、日本弁護士連合会において関係機関等の協力を得て、弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして自治体や福祉機関等と共有していくことが求められるとしています。そして、これらの取組については、日弁連だけでなく、各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待されるところです。また、自治体や福祉機関の側におきましても、法曹有資格者の活用を既に進めている自治体の例などを参考に、活用のための方策を検討、実施することが期待されるとしています。

次に、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり、必要とされる能力をかん養し、あるいは経験を共有することができるよう、日本弁護士連合会が研修等の取組を行うことが求められるとしています。この点についても、各地の弁護士会において、同様の取組を行うことが期待されるところです。

また、能力のかん養という点については、日弁連や各地の弁護士会のほかに、最高裁判所において選択型実務修習の充実に向けた取組を継続すること、また法科大学院においても、

これらの分野で活動するための素養を身につけるためのプログラム等を設置することが期待されます。

そして法務省におきましても、以上のような取組がより効果的に行われるようにするため、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が、自治体や福祉機関等の中で共有されるよう、関係機関の協力を得て、連絡協議等の環境を整備することとしています。

続きまして、企業の分野における今後取り組むべき施策について、御説明します。

資料4の6ページをご覧ください。

各分科会の取りまとめにもありましたとおり、企業内弁護士については、企業規模的にも地域的にも更に採用の広がる余地があると指摘されているところです。

そこで、これらの企業に対して、法曹有資格者の活用の有用性を発信していくため、日本弁護士連合会が経済団体等と協力し、企業内弁護士を活用することの有用性や具体的な実績等について、企業に対する情報提供、企業間における情報共有、さらには企業と弁護士との間における情報共有の取組を広げていくことに加え、会内の環境整備についても引き続き検討を進めることが求められるとしています。これらの点についても、各地の弁護士会において、同様の取組を進めることが期待されることです。

次に、企業の分野で活用する法曹有資格者のキャリアパスの確立及び能力の養成の点から、日本弁護士連合会は日本組織内弁護士協会、それから経済団体と協力して、企業における弁護士の活用の実態や企業内の法曹有資格者のキャリアパスに関する情報を調査した上、このような情報を法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有することや、企業のニーズに応じた実践的な研修の機会を図ることが求められるとしています。

また法科大学院においても、企業法務に関する科目の設定、エクスターンシップ等の活用、就職に関する企業との連携に取り組むことが期待されるとしています。

能力の養成という点に関しては、自治体等の分野と同じように、最高裁判所において、司法修習生の受け入れ先の開拓など、選択型実務修習の充実に向けた取組を継続することが期待されるとしています。

そして、以上のような取組がより効果的に行われるようにするため、法務省においては、日本弁護士連合会や経済団体等の協力を得て、これまでの実績等を通じて明らかとなった法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等の中で共有されるよう、必要な連絡協議等の環境を整備するとしています。

最後に、海外展開の分野における今後の取り組むべき施策等について、御説明します。

資料4の8ページをご覧ください。

分科会の御報告にもありましたとおり、この分野では、特に中小企業において海外進出の際に、法曹有資格者による法的支援を受けることの利点などについての知見が乏しいことなどが指摘されているところです。

そこで、日本弁護士連合会においては、日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度などの既存の取組を一層推進することに加え、関係機関の協力を得て、中小企業との海外展開に際して、日本の法曹有資格者がどのような役割を果たすことができるのかといった点についても、有益かつ具体的な情報を企業等に情報提供することや、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のための仕組みを構築することが求められるところです。

また、法曹有資格者の能力のかん養という点から、法科大学院においては、法律英語に関する講座等、国際的な能力をかん養するためのプログラムの提供が進むことが期待されるとしています。

そして、上記のような取組が効果的に行われるようにするため、法務省は、内閣官房に設置されました国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議の下で、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けて、関係機関の取組に必要な協力を行うこととしています。

取りまとめ（案）についての概要の御説明は、以上です。

○大島座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を受けまして、この取りまとめに関する案について、意見交換に入りたいと思います。

ただいまの御説明にもございましたように、取りまとめ（案）のうち、これまでの取組及びその成果と、法曹有資格者の活動領域のさらなる拡大に当たっての課題の部分については、既に分科会ごとに御報告いただいておりますので、ここでは今後取り組むべき諸施策などに関する部分を中心に、御意見をいただきたいと思います。

どうぞ、自由に皆様からの御意見を承りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからひと言申し上げます。今伺った資料の説明について、具体的にどうということではありませんが、海外展開の分野について、ここで既にいろいろ御説明させていただきまし、いろいろな形の資料もございしますが、やはり今後日本の経済の海外展開というのは極めて重要であるし、現実の問題としてどんどん進んでいくと思います。

従いまして、特に法務分野における法的リスクに、いろいろな日本の企業、あるいは日本の在留邦人がかかわっていくと思います。これまで指摘されてきた取組、ここに書いてあるようなことを踏まえながら、積極的・継続的な努力をしていく必要があると思っておりますし、当然のことながら、大いに進めていただきたいと思っております。

○岡野委員 企業の分野ですけれども、報告のほうでも説明をしておりますが、この数年、かなり法曹有資格者の企業での採用は進んできていますし、多分先ほどの国際化とも相まって、これからも増え続けていくだろうとは思っていますし、それが法曹有資格者の方から見ても、企業というところで働くことが普通の選択肢となる時代が来てくれるものと信じたいと思っています。

最近、企業の中でもよくダイバーシティーという話をしますけれども、こういうバックグラウンドの違う人たちが企業の中に入ってくるのが、やはりダイバーシティーであるし、企業の活力を高めていくことになるだろうと思っておりますので、ここで指摘をしてきたこと、もしくはこれまで各関係者の方が取り組んできたことを継続していくようお願いもしたいと思っておりますし、経済界としてできる限りの協力を続けていくことが必要だとは思っています。

報告の内容を特に変えてほしいとか、そういうことは全くないのですが、今回作業をしまして、振り返ってみてちょっと思ったことは、中に幾つかの関係組織等についても書かせていただいておりますが、法科大学院の役割は結構大きいかないかと思っております。中で指摘もしていますが、今回会議で全く御意見を伺うことができなかったのですが、文科省が法科大学院を支えている、監督もされている中で、我々として、そういったところの方々の意見を聞くことができなかったのが、終わってみて、もう少し議論してもよかったのかなという気は

ちょっとしております、今後何らかの機会で議論が、こういうところでの関係者が集まって議論することがあれば、法科大学院を支えていく文科省の役割みたいなのところも、ぜひ検討もしていただければありがたいなという、これは別に報告書に書いてくれというわけではないのですが、個人的な注文としてちょっとお願いをしたいと思います。

以上です。

- 田島委員 国と自治体とか福祉のところは、先ほど御報告しましたように、非常にいろいろな意見が出て、それから特に日本弁護士連合会の皆さん、一生懸命頑張っていたいて、いろいろなアンケートをしていただきました。

それで明らかになってきたのは、非常に高いニーズがあるのが、これは福祉に限らずですが、教育とか医療とか、本来国民に密着したものが実は案外遠かったといいますか、非常に希望されるものがある、それはよくわかってきたのだと思います。ニーズについては、はっきりしてきて、国民が求めているものというはよくわかりましたが、それにどうやって切り込んでいくのか、どういう具合に具体的に取り組むかということになると、なかなかそこまで切り込めていないような気がします。

これは、企業の皆さんが実際海外展開されてるときは、法的なものが非常に必要だということを皆さん実感されて、気付かれるとすぐ取り組まれるという要素がありますが、福祉や医療・教育とかというのは、比較的声を上げにくい人たちのところなものですから、そこにどういう具合につながるというのは、これはやはり行政の果たす役割が非常に大きいのだと思います。

そういう面では、ちょっと私のほうからもまとめましたけれども、具体的には泉委員がおられるので、泉さんからも、今日も資料を出していただけてますけれども、実際体験をしながら、取り組まれたものなども含めて、私が報告したものの補足をお願いできますか。

- 泉委員 私の提出資料をごらんください。別紙として「明石市における弁護士職員の活動実績」という資料を添付しています。明石市は7名の常勤弁護士が各部署で働いており、その報告も兼ねて、少し説明させていただきます。まず前提として、この有識者懇談会をやった意味は非常に大きかったと思っております。組織的な、かつ本格的な取組が始まったという点については、大きな成果であり、関係の方々にまず感謝と敬意を表したいと思います。

もっともまだ始まったばかりであり、まだまだこれからの面があると強く思っております。

誰のための司法なのかというと、弁護士のためではなく、国民のための司法であり、国民のための法曹であります。国民が全国どこにいても安心して法的な支援を迅速に受けられる社会の実現という観点から考えると、まだまだ継続した取組が必要だと思っております。

第2の項目、地方自治体における法曹有資格者の現状と傾向についてですが、最近量的な拡充、つまり自治体における弁護士の採用については進んではおります。しかし、まだ一つの自治体に1人だけという形であり、やはり1人だけだと、できることも限られてまいります。これは質的な拡充に関係しますが、弁護士は、狭い法務だけでなく、いろいろな場面で活躍が可能であり、これは企業にしても海外についても同じであり、また、自治体や福祉においても、いろいろな場面での活躍が可能だと思います。この点、明石においては、別表に記載のとおり、教育や福祉やDV、ストーカーの防止など、いろいろな場面で既に活動をしており、市民からも職員からも好評を得ているところでもあります。こういった幅広い活動・活躍が今後期待されてくるんだと、私は強く思っております。

まだまだ誤解が大きいのは、メリットについての理解が進んでいないことだと思っています。明石市で、この間取り組んできて、私が感じているのは、どなたにとってもこの取組はいいことだということです。ポイントは5つあります。

まず1つ目は、市民にとってです。自宅への訪問相談など、さまざまな場面において、市民の多様なニーズに応じていこうとしており、市民からも感謝をされております。

2つ目は、職員にとってです。隣の席にいつも弁護士がいてくれることによって、職員の相談が大幅に増えました。これは別表の3ページに記載しておりますが、弁護士職員を採用するまでは年間顧問弁護士に17件、20件で推移しておりました。昨年度は723件も職員が気軽に弁護士に相談しております。ニーズはある、職員も身近に弁護士がいることによって、安心して仕事に取り組める、という点は強調しておきたいと思えます。

3つ目は、自治体という組織にとってです。新たな条例づくりやさまざまな取組において、リーガルマインドを生かしていただいております。自治体という組織にとっても、これは意味あることです。

そして4つ目は、自治体で働く弁護士にとってです。行政の中で多様な市民サービスについて学ぶ機会もできるなど、自治体で働く弁護士自身にとってもプラスだと思っております。

最後に、5つ目は、周辺の一般の弁護士にとってです。明石市の場合には、自治体の弁護士が相談に応じ、その結果、事件処理など必要な方には外部の弁護士におつなぎをしております。採算性が合わないものとか、定型的でなく、イレギュラーな事案については市役所の職員が継続して相談を受け、通常の弁護士の仕事になじむものにつきましては、迅速に周りの弁護士につないでおるわけです。そういう意味では、明石市内の弁護士からも大変好評をいただいております。この取組はどなたにとってもプラスなんだということは、とりわけ強く強調しておきたいと思っておりますし、もっと発信していかななくてはならないと思っております。

また、今後への期待は、この取組を終わらせることなく、組織的な取組として継続していくということです。また、関係機関がさらに連携を深め、しっかりとやっていけたらなという思いであります。

○大島座長 どうもありがとうございました。

ほかに何か、どうぞ、田島委員。

○田島委員 今、泉委員からの報告がありましたが、地方自治体は、地域住民へのサービスの一番最前線におられるところで、そこがきちっと法的な視点、特に人権という視点からきちっと対応していただけるかどうかというのが、実は福祉や教育の質の向上のポイントだと思います。そこが明石は、我々が知っている範囲で言うと、この二、三年ぐらいから急速に充実してきたと思っております。実を言うと、明石って我々があまり関心を持ってないところでした、福祉のところで言うと。そんな何か特別というのはあまりなかったと思いますが、それが最近、急速に全国の視点が明石に向かっていっているのは、私たちのような障害児の話だけではなくて、高齢者とかあるいはいろいろな病弱者とか、生きる力の弱い人たちのところが集中的に、非常に大きな変化が起こっていると言われております。

これはなぜかという、多分まさに泉市長が狙われた法曹有資格の人たちが行政の中にかかわることによって行政の雰囲気が変わってきたからだと思います。どういう大きな変化が出てくるかというのは、多分実績的として数字で、皆さんが納得し、なるほどと思われるの

には、またあと数年はかかるのだと思います。しかし、そういうのが歴史を動かしてきたときや、いろいろな法律や制度をつくるときもそうですが、そういうモデル的に先駆的に取り組まれたものを、やはり丁寧にきちっと周りに知らせていくということが、すごく大事だと思います。

そういう意味で、特に今の法曹養成のところは、ニーズはわかった、方法はまだどうしていいかわからない。こういう問題については、こうやってまさにモデル的に先駆的にやっておられるところをお手本とする。これは実は企業の皆さんたちのところも、中小企業の人のところでは、特にニーズはすごく強いのだと思っています。しかし、具体的にどうやって取り組めばいいのかというのは、なかなかわからない、海外のところも一緒だと思います。そういう同じような取組方のところでは、これは非常におもしろい。私は非常におもしろい方法だなと思います。

こういうものを具体的にそれぞれ自分たちのところに当てはめて、そして言うなれば企業側のところでも、あるいは海外のところでも、それから私たちのところで言うと、例えば国のところでも、ここは自分たちが取り入れられるようなものを、ここから学べればよいなどと思っています。

○泉委員 弁護士をこういう形で活用することは、本当に自治体にとってメリットが大きという点について補足したいと思います。例えば明石市の場合には、大きく3つ変化がありました。

1つ目は、減少していた人口が増加に転じたことです。41ある兵庫県内の自治体で唯一V字回復しました。2つ目は、地価も下落がとまり、住宅地、商業地ともに上昇が始まっています。3つ目は、財政状況も20年ぶりに黒字化しました。弁護士がリーガルマインドを持って、しっかり組織の業務の効率化を図る。そして政策立案をして、犯罪被害者や離婚の際の子どもについても、しっかりセーフティネットを張っていく。そういった安心を提供することによって、周辺の市から転入が始まりました。

弁護士は無駄遣いでもなければ、意味がなくありません。安心が必要な時代において、弁護士がしっかり働くことが市民に安心を提供し、組織もより効率的な業務が遂行可能になるのだと思います。

○大島座長 どうもありがとうございました。

一つ、さっき岡野委員が言われた文科省との関係ですけれども、この有識者懇談会は、法曹養成制度改革推進会議の下での作業だと思います。そこではもちろん文科省的な要素が入っていると思います。今ここでこれから最終的な取りまとめを行おうと思っていますが、ここでのまとめが今後どのように扱われていくのかということについて、もし法務省の方々、事務局のほうから簡単な見通しというのでしょうか、今後の作業について、今、岡野委員から言われたような要素も含めて、どんな形で作業があるのかを教えていただけたらありがたいと思います。

○西山課長 今後の展開としましては、推進会議の設置期限が7月15日ということですので、それまでに顧問会議でもいろいろ議論を頂いているところです。今は法曹人口の関係が主になっていますけれども、そういった議論も踏まえて、今後の在り方について、推進会議のほうで何らかの決定がなされるということにはなるかと思っています。その中身については、まだ今議論をされているというところでございます。

○大島座長 はい、わかりました。

○萩本部長 関連して、御質問をさせていただいてもよろしいですか。

○大島座長 はい。

○萩本部長 ちょうど岡野委員，それから今，座長から法科大学院の話が出ましたので，私自身，分科会に出いていませんのでお尋ねをしたいのですが，分科会からの報告を受けて，事務局において作成した資料4，先ほどもほかの担当者から説明がありましたが，資料4の国・自治体・福祉の分野でいきますと4ページに，法科大学院に対する期待の形で，自治体法務に関するプログラムの設置というくだりがありますし，企業の分野でいきますと，6ページの下から3つ目の丸印に，同じく法科大学院に対する期待として，企業法務に関する科目の設置というのがあります，海外展開の分野につきましても，8ページの下から2つ目の丸印に，国際的な能力をかん養するためのプログラムの提供といったくだりがありまして，いずれも各分科会の取りまとめを踏まえたものと理解しています。

ただそこでちょっとお尋ねしたいのは，いずれも書かれていないけれども，当然のこととして，基礎的な学力の習得というのが前提になっていなければいけないと思いますし，当然そういう前提で各分科会の取りまとめがされていると思いますが，今の法科大学院の現状に照らすと，当然のことを少し書いておいたほうがいいのかという気もしてまして，余り理想なことばかり求めて，基礎的な学力の習得が今以上におろそかになってしまってもいけないという気がします。ですから，もし私の誤解でなく，その辺りで基礎的な学力の習得の上に立ってということが，これらの期待の前提となっているのであれば，そのあたりを文字に表すことも検討したらいいのではないかと思うのですが，ちょっとその辺りに関して委員の皆様のご感触を伺えればと思って質問させていただきました。

○大島座長 各分科会の委員の方々，いかがでしょうか。

○田島委員 実は基礎的な云々というのは，当然の話でして，そのために当然，法科大学院へ行っているのしょうから，ただその中でさらにもっと基礎的なところもしっかり学び，多分受験勉強みたいなものが主になるのだと思うんですね。法科大学院ですから，司法試験を受けるために行っているようなものですから。それは当然そのところは，皆さん合格するためには，基礎的なものを相当勉強しておられるだろうと。しかし，それだけではやはり困るのではないかというのが，そういう意味でした。

あえてそこに基礎的なものを入れるというのが必要なかどうかですね。

○大島座長 ほかに。

○岡野委員 専門性が大事だとか，そういう話では全くなくて，この中で議論したことは，まさにここに書いてあるとおりのことなのですから，こういった取組が，今，各法科大学院の自主性に任されていますよね，企業との接点。それからもしくは就職に関しても，卒業してしまうと法科大学院は全く卒業生に対してケアをしないんですね。そういうところの議論があって，法科大学院に対しては，いろいろな注文を書いたのですが，実はそれを監督している省庁との対話は全くなかったものですから，書きようがないというのが実際のところだと思うのですが，そういう監督官庁として，文部科学省に対する期待みたいなものも本当は議論しておけばよかったかなという意味で申し上げただけです。

各法科大学院がこういう企業法務に関する科目の設置とか，エクスターンシップとか，就職に関する企業との連携とかをやっていただくのはいいんですし，もちろんそれは必要なの

ですが、そのバックグラウンドとしての役所としての、文部科学省としての対応とか、そういったところを議論しなかったことが反省かなという意味で申し上げたのであって、そこで何かをしてほしいということを実は申し上げたつもりは全くないのですけれども、ということなのです、私が言いたかったことはですね。

○大島座長 海外展開の話の観点から申し上げますと、そもそも法曹有資格者の海外展開ということを考えているわけですので、まず「有資格者」になっていただくことが前提で、その上で、こういうところの要素も加えておいてほしいということだと思います。御指摘のことは当然の前提だと私は思います。

○泉委員 国民目線から言えば、一定の質の担保は当然必要です。それは法科大学院だけではなく、既に司法試験を通った方にこそ必要で、やはり継続的な研修システムが今の日本の法曹システムにないことを残念に思います。社会福祉士会や臨床心理士会などでは、生涯研修学習システムを確立しておられます。

逆に、ないことのほうが不思議なぐらいで、「司法試験は5年ごとに受け直す」というのが私の持論であります。すぐにできなくても、新しい法律もできますし改正もなされます。継続的な研修システムの確立は、国民から見るとより法曹に対する安心を高めることにつながると思います。法科大学院とあわせて、是非検討願いたいなと強く思っています。

○萩本部長 すみません。委員の皆様の御意見というか、御趣旨はよくわかりました。

私がかつと申し上げたかったというか、御質問した趣旨は、先ほどもちらっと申し上げましたが、法科大学院の現状を見ますと、あるいは今の法曹養成制度の議論の混迷を見ても、理想は理想でももちろん追求しなければいけませんし、理想論も理解できるのですが、理想論に走り過ぎると、やはり現実とのそごが生じてしまって不具合が生ずると、ですからここで今ある各分科会で御議論いただいたことには、何の異論もないというか、むしろ積極的に押し進めなければいけないと思う一方で、そこだけに注目すると誤解をする人がまた多々現れて、基礎的なところを抜きで語れない話のほずなのに、その視点を往々にして忘れがちというか、忘れた議論が展開されるという懸念を持っているものですから、この有識者懇談会の取りまとめという形で文書をまとめるに当たって、当たり前だけれども、当たり前のことにも言及しておくことも考えたほうがいいのではないかという趣旨で申し上げました。

もう1点、ただ今の御意見を伺って改めて思いましたのは、これはこちら側のまとめに当たってもう少し整理が必要なのかもしれません、今のお話を伺っていると、もともと法科大学院を卒業するまでの受験資格を得るまでの教育の中で取り組むべきことと、今まさに話が出ましたように継続教育という意味で、もう少し果たす役割があるのではないかと、果たさなければいけないのではないかとということに込めた期待とが、うまく表現できてないのかもしれませんので、そこはこの後、表現の問題だけかもしれませんが、工夫できればしたほうがいいのかなとは思いました。

○大島座長 では、各委員の方々、今の部長のおっしゃったことを基本的に納得できることだと私は思いますが、そういうことでよろしゅうございますね。

それでは、もしこれ以上御意見がなければ、そろそろ討議を収束させる方向に向かいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、各委員の方々、どうも御意見をいただきまして、ありがとうございました。それで、意見交換というのは、この程度として終わらせていただきたいと思います。

○萩本部長 ありがとうございます。

それでは、この資料4、有識者懇談会取りまとめ（案）に関する意見交換につきまして、改めて大島座長から総括をいただければと思います。

○大島座長 それでは、意見交換の結果を総括させていただきます。一言で申せば、お手元の取りまとめ（案）に基づいて、今後の法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた方向性について意見をいただき、その意見から判断させていただきますところによりますと、事務局に作成してもらった有識者懇談会の取りまとめ（案）について、基本的に皆様の御了解を得られたと理解しております。今、最後に若干の補足的なところもございましたが、それも含めて御了解を得られたのではないかと考えております。それでよろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、このまとめの内容については、有識者懇談会として基本的に了承されたものとしていたします。

取りまとめの内容を最終的に確定するに当たって、文言や形式の調整をすることとしたいと思っております。これまでの議事の経過を附記することをもろん含めてですけれども、座長としてお願いしたいのは、私、座長と事務局に御一任いただきたいと思います、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

また、その内容は、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」として、先ほど各委員から御紹介がございました各分科会における議論の詳細とともに、内閣官房法曹養成制度改革推進室に報告することといたします。ついては、推進室への報告につきましても、同様に座長と事務局に御一任いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは意見交換等は、これで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○萩本部長 ありがとうございます。

本日予定の議題は、これで終了となります。

本日でこの有識者懇談会も最終回ということになりますので、よろしければ、既に若干の感想もいただいておりますけれども、委員の皆様から、どのようなことでも構いませんので、これまでの検討を振り返って一言ずつ頂戴できればと思います。

では、田島委員から、よろしければお願いいたします。

○田島委員 福祉への弁護士さんたちの関わり方とか、法曹有資格者の皆さんたちのことを考えてみると、改めてこういう議論をしている中で、影響力の大きさとか、それからその大切さみたいなものがわかってきたような気がします。

なかなか、特に私どもの福祉とか教育とかという、そういう世界の中では、今まで必要なのだけれども手の届かないものという、それで全て何かボランティアに頼っている、弁護士の力を欲しいけれども、それを手に入れるのにその対価を払って業務としてやってもらいたいけどその資力がいないという諦めみたいなものがあつたような気がします。

そのために、特に高齢者のところでは、加害者と被害者と両方にもすごい深刻な状態が起こっているんです。加害者になったり被害者になったり。加害者になったときには嫌でも

法曹の皆さんとは付き合うことになるわけですが、非常に悲惨な状態で付き合う。被害者になったときには、なかなか付き合えないという、そういうようなところで、非常に困っていた。この委員会をつくっていただいたことによって、やはり光が当たってくる、皆で考えようという雰囲気は出てきたのだと思います。そういう面で、非常にありがたいことだと思います。

特に総合法律支援法という法の一部改正を今国会にも提出していただいていますけれども、ここが実は非常に大きな切り口になっていくのではないかとこの場合に期待をいたしております。具体的にこの議論の中から、そういうものが生まれていって、そして具体的に法務省はそれを先取りしながら取り組んでいただいた、非常にありがたいことだと思っています。

それから、特に私もこの座長というのをさせていただいて、すごく感じたのは、我々委員は自分の思いを一生懸命言いますが、それはいろいろな意見がありますから、それを事務局は本当に丁寧に聞いていただいて、まとめていただいた。そこは鈴木参事官始め、皆さん本当に、御迷惑を掛けて随分大変だったと思いますけれども、ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○萩本部長 ありがとうございました。

では、岡野委員、お願いいたします。

○岡野委員 個人的にも大変いい勉強をさせていただく機会をいただいたかなと思っています。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、企業の活力を考えるとダイバーシティーという話をちょっと出しました。いろいろなバックグラウンドの人が企業の中にいることは、やはりその企業の競争力なのですが、多分社会もいろいろな社会のいろいろなところに、いろいろなバックグラウンドの方がくまなくいることが、社会の厚みであり社会の活力になるのだなということも、すごく勉強させていただきました。

自分でできることというか、私どもでできることというので、各地の同友会にも少しこういうお話を持っていってはいます。御理解いただける場所もあれば、そんな特別な人を採用したら大変でしょうという地方の企業、そう思われる方も、まだまだたくさんいらっしゃいます。多分こういうきっかけもいただいたので、そうではないという、もっと身近な存在と言ったら失礼かもしれませんが、有資格者の方が企業の中に普通に入ってもらえる時代が近づいているんだということを、この報告の中でも申し上げたように、いろいろな場を通じて、関係の皆さんと言いつけていくと、それに気づいていない人にそういう語りかけていくということが重要だということを、個人的にも本当に勉強させていただいて、ありがとうございました。皆さん、場をつくっていただいている事務方をしていただいた皆さんに、本当に感謝をしています。どうもありがとうございました。

○萩本部長 ありがとうございました。

では、泉委員、お願いいたします。

○泉委員 スタートを切れたこと、本当に感謝しています。事務局にもいろいろと言わせていただき、随分意を酌んでいただきました。日弁連におかれましては、展開本部を立ち上げ、組織的な取組も始めていただいております。改めて感謝と敬意を表したいと思います。

私自身もこれからこの議論を踏まえて、できることをしていきたいと考えています。明後日も特例市市長会へ日弁連にお越しいただき、講演をしていただきます。市長会との連携について、さらに頑張っていきたいと思っております。明石市では法テラスも市役所の中に来

ていただいております。法改正も予定されておりますが、高齢者、障害者へのアウトリーチであるとか、DV、ストーカー被害者への実効性ある支援というものは、パイロット的にしっかり市としてもやっていきたいと思っています。そして、しっかりとした成功事例をつくっていきなと、改めて強く思っております。

本当にありがとうございました。

○萩本部長 ありがとうございました。

では、最後に大島座長、お願いいたします。

○大島座長 この仕事に参画させていただいたときから、実は、私は法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会に参加する資格があるのかどうかと、つまり私は法曹有資格者ではないので、どういうことになるのかと思いました。しかし、それにもかかわらず、皆様方の各委員あるいは各分科会における方々あるいは事務局の方々の大変な御尽力を踏まえて、私自身、大変勉強をさせていただきましたし、大変有意義な活動がこの懇談会として、あるいは分科会としてできたのではないかと思っております。

私のバックグラウンドは既に御承知でしょうが、今までの仕事の中で、国際分野において、つまり国際法の世界において、それなりの仕事を随分してきました。そういうことで、国際的な分野における法の支配ということがいかに大事かということの仕事をしてきましたし、そういう確信、つまり法の支配の重要性の確信というのを持っていました。それはなぜかと申せば、やはり法の支配があって国際社会における国家間の関係が安定的に進められると、こういうことだと思います。先ほど泉委員のほうから、今、明石市で行われていることの結果、市民があるいは一般の方々が安心感を持っているとお話がありました。まさに法の支配というのはそういうことなのかと思いました。つまり、国際社会における法の支配ということも、これにより国際社会が安定しますし、その結果、国家が安心し、そして国民もが安心するということだと思います。そこで、今回の作業において国内における法の支配の重要性ということ、改めて目の当たりにさせていただく機会を得ることができ、大変参考になりました。ありがとうございました。

今後、この活動がさらにいろいろな形で発展していくことが大変重要だと思いますし、そういうことをずっと進められる方々の御成功を祈念したいと思います。

誠に事務局の方々には、自分が宇宙人だとは申しませんが、皆さんとはちょっと違った角度からいろいろと物事を見ていたものですから、御迷惑を掛けたかもしれません。にもかかわらず、御支援いただきましてありがとうございました。

本当に大変有意義な活動に参加させていただきまして、ありがとうございました。

○萩本部長 ありがとうございました。

皆様の御尽力をいただきまして、本日無事に有識者懇談会の取りまとめに至ることができました。

取りまとめではありますけれども、今、泉委員からまさにお話があったように、スタートでもあると思いますし、大島座長からも今後という話がありましたけれども、今後とも法務省としてもやれることを積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き御支援、御協力をいただければと思います。

改めて委員の皆様の前での御尽力に心から感謝を申し上げまして、これでこの有識者懇談会を閉じることとしたいと思います。

どうも皆さん，長い間ありがとうございました。

—了—